

全国ボート場所在市町村協議会議会議長懇話会規約

(名称)

第1条 この会は、全国ボート場所在市町村協議会議会議長懇話会（以下「議長懇話会」という。）という。

(議長懇話会を組織する議長)

第2条 この議長懇話会は、別表に掲げる全国ボート場所在市町村協議会（以下「協議会」という。）加盟市町村の議会の議長をもって構成する。

(目的)

第3条 議長懇話会は、加盟市町村議会を代表する機関と位置づけ、その議会に対し、ボート場という共通の基盤を有する自治体議会として、また、住民の代表としてボート場を活用しての地域の活性化及びふるさとづくりに主体的に行動すること並びに議会相互の情報交換、交流を促進するとともに、ボート場のある協議会未加盟市町村議会に対し加盟の呼びかけを行い、もって協議会の発展に寄与することを目的とする。

(役員及び任期)

第4条 議長懇話会に次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1人 協議会会長の属する議会議長
- (2) 幹事 5人 協議会副会長の属する議会議長

2 役員任期は、各議会の議長の任期による。

(役員職務)

第5条 代表幹事は、会務を総理し、議長懇話会を代表する。

2 幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるとき、又は欠けたときは、代表幹事があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。

(事務局)

第6条 この議長懇話会の事務局は、代表幹事の属する議会事務局に置く。

(会議)

第7条 議長懇話会会議（以下「会議」という）は、協議会の主催する全国市町村交流レガッタの開催日初日及び開催地で開くこととする。

2 会議の招集は、第4条に規定する代表幹事が行う。

3 会議の進行は、開催地の議会議長が執り行うこととする。

4 議長が出席できないときは、副議長または副議長相当職の代理出席ができるものとする。

- 5 決議する事項が生じたときは、出席議長（委任状提出者含む）の過半数の賛成でもって決する。
- 6 会議には、協議会役員市町村長及び顧問並びに各議会事務局の出席を求めるものとする。
- 7 会議は、第1項に規定する会議のほか、臨時に開くことができるものとする。

（委任）

第8条 この規約に定めるもののほか、議長懇話会の運営に関して必要な事項は、協議会と協議し定める。

附 則

この規約は、平成17年3月1日から施行する。

別 表

青森県	むつ市
岩手県	花巻市
宮城県	登米市
秋田県	由利本荘市
秋田県	大潟村
福島県	喜多方市
茨城県	潮来市
埼玉県	戸田市
千葉県	香取市
新潟県	阿賀町
富山県	南砺市
石川県	津幡町
福井県	美浜町
山梨県	富士河口湖町
長野県	下諏訪町
岐阜県	川辺町
岐阜県	海津市
静岡県	浜松市
愛知県	東郷町
愛知県	高浜市
愛知県	愛西市
三重県	大台町
三重県	桑名市
滋賀県	大津市
大阪府	高石市
兵庫県	豊岡市
兵庫県	加古川市
福岡県	遠賀町
熊本県	菊池市
大分県	日田市
宮崎県	新富町
鹿児島県	薩摩川内市